

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年四月十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年四月十 八日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字三町字殿荒久九百三十 三番一、九百三十四番一、九百三十五番一	指定に係る道路の位置
八〇・七〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)